

## 第2 特定粉じん排出等作業

### 1 特定粉じん排出等作業の概要

「粉じん」とは、物の破碎やたい積等により発生し、又は飛散する物質をいいます。このうち、大気汚染防止法では、人の健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」（現在、石綿を指定）、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として定めています。石綿製品の製造は一部特殊用途のものを除いて平成16年に禁止されており、今後石綿の発生源としては石綿を使用した建築物の解体工事が主なものとなることから、政省令の改正が行われ、平成18年3月から、建築物の解体等に対する規制が強化され、令和3年4月から吹付け石綿等だけでなく、全ての石綿を含有する建築材料が法規制の対象となっています。そのなかでも特に石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物等（石綿が使用されているとみなす場合を含む）を解体等する作業に対して特定粉じん排出等作業の届出を義務付けています。

### 2 届出要領

#### (1) 届出義務者

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下、「届出対象特定工事」という）の発注者又は自主施工者

#### (2) 届出期限

特定粉じん排出等作業の開始14日前までです。ただし、災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合は、速やかに届け出てください。

特定粉じん排出等作業を開始する日とは、作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置等の飛散防止のための作業を開始する日です。

#### (3) 提出部数

2部（1部は届出者の控えとなります。）

#### (4) 届出の単位

原則として建築物ごとに作業の届出が必要ですが、同一敷地内の複数の建築物等で、同一業者が短期間に作業を行う場合に限り、同一の作業として届出することができます。

#### (5) 添付書類

ア 建築物等の概要、配置図及び付近の状況

(ア) 付近見取り図（作業場所、付近の建物の位置がわかる地図）

(イ) 敷地内配置図（対象建築物をわかるように記入）

(ウ) 対象建築物の概略図面（平面図、立面図等）

(エ) 石綿の使用状況（事前調査の結果を添えて(ウ)の図面にわかるように記入。）

イ 建設工事全体の工程の概要

(ア) 工事工程表

(イ) 施工方法（作業基準を満足する作業方法を記載）

- ・ 図面、カタログ等を使用して説明してください。
- ・ 前室、負圧除じん装置及び排気口の位置を、アの(イ)及び(ウ)の図面を使用して明記してください。

ウ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所

エ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

(注) ウ、エについては届出書の参考事項の欄に記入することで書類を提出したとみなします。

(6) 届出先

鹿児島市環境保全課（みなと大通り別館4階）

### 3 特定粉じん排出等作業の内容

特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるもの（石綿含有吹付け材、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材）が使用されている建築物その他工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業がすべて対象となります。なお、大気汚染防止法上、「建築物」及び「工作物」は以下のように定義されています。

「建築物」：全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むもの。

「工作物」：「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架橋、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物であること。

表 9 - 3 特定建築材料

	区 分	建築材料の例
届出が必要 (作業計画等の作成も必要)	吹付け石綿	①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式)、 ③石綿含有ひる石吹付け材、④石綿含有パーライト吹付け材
	石綿を含有する断熱材 (吹付け石綿を除く)	①屋根用折版裏断熱材、②煙突用断熱材
	石綿を含有する保温材 (吹付け石綿を除く)	①石綿保温材、②石綿含有けいそう土保温材、③石綿含有パーライト保温材、④石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑤石綿含有ひる石保温材、⑥石綿含有水練り保温材
	石綿を含有する耐火被覆材 (吹付け石綿を除く)	①石綿含有耐火被覆板、②石綿含有けい酸カルシウム板第二種、③石綿含有耐火被覆塗り材
届出が不要 (作業計画等の作成は必要)	石綿含有仕上塗材	建築物の内外装仕上に幅広く用いられている左官材料(ただし吹付パーライト及び吹付バーミキュライトについては吹付け石綿)
	石綿含有成形板等	石綿含有けい酸カルシウム板第一種、石綿含有ビニル床タイル、石綿含有スレート等の他の区分(吹付け石綿～石綿含有仕上塗材)に該当しない建築材料

(注 1) 「石綿を含有する」とは、石綿を意図的に含有させたものまたは、石綿の質量が当該建築材料の質量の 0.1% を超えることをいう。

(注 2) 作業計画等とは、事前調査に関する記録、作業計画をいう。

表 9 - 4 特定粉じん排出等作業の種類

番号	特定粉じん排出等作業
1	建築物等の解体作業(次項又は 3 の項を除く)
2	建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(次項を除く)
3	特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業
4	改造・補修作業

#### 4 特定粉じん排出等作業実施届出書

特定粉じん排出等作業の届出には、所定の届出様式を使用してください。

## 5 その他（届出以外にしないといけないこと）

### (1) 事前調査

解体等工事の元請業者及び自主施工者（以下「元請業者等」という）は、工事を行う前に石綿含有建材が使用されていないか環境省令で定める方法で確認する必要があります（解体等工事が平成 18 年 9 月 1 日（非鉄金属製造業、鉄鋼業、化学工業については別途条件有り）以後に設置の工事に着手した建築物等であることが設計図書等の書面により明らかである場合は、目視による調査は不要）。

#### ○環境省令で定める方法

ア 設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行うこと。

イ アの調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかったときは、分析による調査を行うこと。ただし、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事とみなして措置を講ずる場合は、この限りではない。

事前調査の結果は、解体等工事の開始前（届出対象特定工事の場合、特定粉じん排出等作業開始の 14 日前と比較して早い日）に書面で元請業者等から発注者に説明しなければなりません。また、説明した書面に発注者氏名及び住所、工事の場所、工事名称及び概要、建築物等の設置の工事に着手した年月日、改造又は補修する作業については対象部分、分析調査を行った場合は調査を行った箇所並びに調査者の氏名及び所属する機関（法人の名称）、特定建築材料に該当するか否か及びその根拠を加えて事前調査の記録とし、解体等工事終了後 3 年間保管しなければなりません（解体等工事期間中は、事前調査の記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き（すぐに確認できればデータでも可））。

※ 令和 5 年 10 月 1 日から事前調査を行えるのは建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者または義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者のみになります（工作物、平成 18 年 9 月 1 日以後の建物を除く）。また、令和 4 年 4 月 1 日から一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果を元請業者等が市長に対して報告しなければなりません。

表 9 - 5 説明事項等について

	届出対象 特定工事	届出非対象 特定工事	特定工事以外 (石綿無)
事前調査結果	○	○	○
調査の終了年月日	○	○	○
調査の方法並びに調査を行った者の氏名及び調査者等に該当することを明らかにする事項 (調査者の講習実施機関の名称等)	○	○	○

	届出対象 特定工事	届出非対象 特定工事	特定工事以外 (石綿無)
特定建築材料の種類・使用箇所・使用面積	○	○	—
特定粉じん排出等作業の種類	○	○	—
特定粉じん排出等作業の実施期間	○	○	—
特定粉じん排出等作業の方法	○	○	—
対象となる建築物等の概要（構造・階数・延べ面積等）・配置図及び付近の状況	○	△	△
特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	○	○	—
特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	○	—
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	—	—

○：説明の義務有り △：説明の義務はないが、記録の義務有り

## (2) 作業計画の作成

特定建築材料が使われていた場合、元請業者等は必ず作業計画を作成しなければなりません（届出対象特定工事については、届出を作成することで網羅されています）。

- ・ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 特定工事の場所
- ・ 特定粉じん排出等作業の種類
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ・ 特定粉じん排出等作業の方法
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

### (3) 掲示

元請業者等は、アスベスト含有建築材料の使用の有無に関わらず、解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示をしなければなりません。

大きさ：長さ 42.0cm 以上、幅 29.7cm 以上（A3 用紙以上の大きさ。縦長・横長問わず）

#### ア 事前調査結果等の掲示

- ・元請業者等の氏名及び住所
- ・事前調査の終了年月日
- ・事前調査の方法

#### イ 作業方法等の掲示（特定粉じん排出等作業を行う場合）

- ・発注者及び元請業者等の氏名及び住所
- ・特定粉じん排出等作業の届出の届出年月日及び届出先
- ・特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡先
- ・特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ・特定粉じん排出等作業の方法

### (4) 作業基準

特定建築材料の種類、除去方法によって、それぞれ作業基準が定められており、元請業者等は遵守して作業する必要があります。

また、元請業者等又は下請負人は、施工の分担関係に応じて特定粉じん排出等作業の実施状況（「表 9-6 特定粉じん排出等作業の種類ごと基準」の 1 項及び 6 項イ及びハの作業を行うときは、1 項のハ、ニ、へ及びトに規定する確認をした年月日、確認方法、確認の結果及び確認した者の氏名を含む）を記録し、特定工事が終了するまでの間保存しなければなりません。

表 9 - 6 特定粉じん排出等作業の種類ごと基準

	作業の種類	作業基準
1	建築物その他の工作物を解体する作業（2項または5項に掲げるものを除く）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気に日本産業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・除去装置の補修その他の必要な措置を講じること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講じること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講じること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>

2	<p>建築物等を解体する作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの（5項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
3	<p>石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（5項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
4	<p>石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。1～3、5項を除く）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料（ハを除く）を除去することが技術上著しく困難なとき又は建築物等を改造又は補修する作業で、作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種にあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は建築物等を改造又は補修する作業で、作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p>



		<p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。 この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
5	人が立ち入ることが危険な状態の建築物等の解体など、あらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
6	建築物等を改造し、又は補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は上記の1項に掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は上記の2項に掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建設材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、上記の1項の規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。</p>

#### (5) 作業が完了した後に行うこと

特定粉じん排出等作業が完了した場合、作業場の隔離又は養生を解く前に、取り残し等がないか必要な知識を有する者に目視の確認を行う必要があります。

必要な知識を有する者：事前調査を行わせる者又は石綿作業主任者  
(工作物については石綿作業主任者)

作業場の隔離又は養生を解く前に、清掃を行い、一般大気中への飛散のおそれがないことの確認を行うことが義務付けられています。

また、発注者に対して書面で報告を行い、作業記録及び発注者への報告書面の写しを特定工事終了後3年間保存しなければなりません。

○発注者への報告事項

- ・ 特定粉じん排出等作業が完了した年月日

- ・ 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- ・ 特定粉じん排出等作業が完了したことを確認した者とその者が必要な知識を有する者であることを示す事項

○作業記録の保存

- ・ 特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡先
- ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 発注者の氏名及び住所
- ・ 特定工事の場所
- ・ 特定粉じん排出等作業の種類
- ・ 特定粉じん排出等作業を実施した期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施の状況

ア 特定粉じん排出等作業が完了したことを確認した年月日、確認の結果及び確認を行った者の氏名

イ 特定粉じん排出等作業の実施状況の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果及び確認を行った者の氏名（特定粉じん排出等作業のうち、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕した場合）

- ・ 除去開始前の集じん、排気装置の正常稼働
- ・ 除去開始前及び中断時の作業場及び前室の負圧の維持
- ・ 初めての除去の開始後、その後に場所を変更した場合及び必要な場合、速やかに粉じんを迅速に測定できる機器を用いて集じん、排気装置の排気口で測定し集じん、排気装置の正常稼働
- ・ 作業後、清掃及びその他の特定粉じんの処理を行った上で、粉じんが大気中へ排出され、又は飛散することがないこと

【参考】

・ 解体等工事

建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業。

・ 特定粉じん排出等作業

石綿を含有する建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもの。

・ 特定工事

特定粉じん排出等作業を伴う建築工事。

- ・届出対象特定工事

特定工事のうち、特に特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料（吹付け石綿等）の特定粉じん排出等作業を伴うもの。

- ・特定建築材料

石綿を含有する建築材料